

泊発電所3号炉

地盤(敷地の地質・地質構造)に関するコメント回答

(令和2年9月10, 11日現地調査における指摘事項)

令和2年10月2日
北海道電力株式会社

令和2年9月10, 11日現地調査における指摘事項

No.	指摘事項
1	開削調査箇所(北側)において、M1ユニット下部の砂礫層にF-1断層の活動による変位・変形が認められるが、F-1断層に関連する小断層も含め、砂礫層中にどのような構造が確認されているかを改めて整理すること。
2	開削調査箇所(南側)南側壁面の背後法面天端付近において、基盤岩(旧海食崖)を覆う様にTs3ユニットが堆積している箇所が認められることから、当該箇所の堆積状況を明確にすること。また、当該箇所のTs3ユニットの堆積状況が分かる3次元イメージ図を作成すること。
3	開削調査箇所(南側)南側壁面の背後法面天端付近において、基盤岩(旧海食崖)ではなく、火山礫凝灰岩のブロックと解釈している箇所があるが、その境界は、基盤岩の割れ目に砂が充填しているものである可能性もあることから、取扱いについて整理すること。
4	開削調査箇所(南側)に認められるTs3ユニットが、Ts2ユニット及びTs1ユニットと同様、海成砂層に挟在していたと評価する根拠を示すこと。その際、現存しないF-1断層開削調査箇所のスケッチには、法肩部に「盛土」との記載があることから、過去の空撮写真等を用いて、敷地の地形改変の履歴を整理すること。
5	開削調査箇所(南側)に認められるTs3ユニット、Ts3ユニット(遷移部)、Ts2ユニット、M1ユニット等については、改めて層相を詳細観察し、堆積構造、ユニット境界等について整理するとともに、既往のデータに加え、各堆積物中に認められる斜長石の屈折率測定及び主成分分析を実施し、ユニット区分の根拠を明確にすること。また、Ts3ユニット及びTs3ユニット(遷移部)については、堆積時期、成因等の検討を実施し、その結果を形成史に反映すること。
6	敷地周辺において、凍上が発生した事例があるか確認すること。
7	31m盤の盛土確認箇所において認められる海成砂層については、積丹半島西岸における海成段丘の特徴に照らした場合、どのような地層に区分されるかを検討すること。

調査工程

- 令和2年9月10、11日現地調査における指摘事項を踏まえた調査工程を下表に示す。
 ○本調査結果を踏まえたF-1断層の活動性評価については、令和2年12月中旬に説明したい。

■ 観察・分析・測定
 ■ 検討・考察・資料作成

区分	検討内容	令和2年(2020年)											
		9月			10月			11月			12月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
開削調査箇所 (北側)	○M1ユニット下部の砂礫層中に認められる構造の整理				露頭再観察 ■								
開削調査箇所 (南側)	○基盤岩(旧海食崖)を覆う様にTs3ユニットが堆積している箇所の堆積状況の明確化 ○当該箇所の3次元化イメージ図作成				露頭再観察等 ■								
	○火山礫凝灰岩のブロックと解釈した箇所の取扱い整理				露頭再観察 ■								
	○Ts3ユニットが海成砂層に挟在していたとする根拠の提示 ○敷地の地形改変履歴の整理		■										
	○Ts3ユニット, Ts3ユニット(遷移部), Ts2ユニット, M1ユニット等について、層相の詳細観察に基づく、堆積構造、ユニット境界等の整理 ○各堆積物中に認められる斜長石の屈折率測定及び主成分分析 ○Ts3ユニット及びTs3ユニット(遷移部)についての堆積時期、成因等の検討及び形成史への反映					露頭再観察, 薄片観察等 ■			斜長石の屈折率測定及び主成分分析 ■				
その他	○敷地周辺における凍上発生事例の確認		■										
	○31m盤の盛土確認箇所に認められる海成砂層の地層区分				露頭再観察 ■								ご説明 ▽
とりまとめ	-				■								